

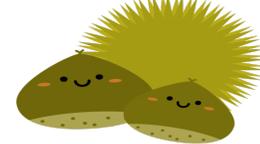


# 今月の行事予定

## 11月の生活目標

☆進んで体をきたえよう☆

- ・進んで運動をすることができる
- ・運動をする時の決まりを守る

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
 <b>5</b> 特別日課 14:35 下校 (研究授業のため)	 <b>6</b> 特別日課 14:35 下校 (研究授業のため)	 <b>7 児童朝会</b> なかよしタイム わかたけ委員会 (昼休み)	<b>1</b> 修学旅行2日目 クラブなし6時間 給食試食会	<b>2</b> 市内音楽会 6-1 出場	<b>3</b> 文化の日	<b>4</b> 地域巡回 スポーツ教室
<b>12</b>	<b>13</b> 振替休業日 ※11日の実施にかかわらず必ずお休みです。	<b>14</b> 県民の日 (学校閉庁日)  <small>「県民の日を定める条例」により、昭和46年に制定。</small>	<b>8</b> 委員会活動	<b>9</b> 読み聞かせ3・4年 さわやか相談員 来校日	<b>10</b> PTA 資源回収	<b>11</b> 150周年記念式典 (1校時:公開授業) ※雨天延期の場合 休み
<b>19</b> インターナショナルフレンドシップデー	<b>20</b> げつようひろば⑦ 3年生校外学習 ふれあいデー ※教職員定時退勤日	<b>21</b> 民生児童委員連絡会 スーパー元気 さわやか集会	<b>15</b> クラブ活動	<b>16</b> ショート避難訓練 第4回 PTA 運営委員会	<b>17</b>	<b>18</b> 予備日:150周年記念式典 ※雨天の場合、体育館で行います。 地域巡回スポーツ教室
<b>26</b> 春日部郷土かるた大会	<b>27</b> 個別面談② B日課5時間 第2回学校運営協議会	<b>28</b> 個別面談③ B日課5時間 スクール カウンセラー来校	<b>22</b> クラブなし6時間 1年生校外学習 スクールカウンセラー 来校日	<b>23</b> 勤労感謝の日	<b>24</b> 個別面談① B日課5時間	<b>25</b> どうようひろば⑤
			<b>29</b> 個別面談④ B日課5時間	<b>30</b> 個別面談⑤ B日課5時間		

# 12月の主な予定

1	金	中学校入学説明会
2	土	巡回スポーツ教室
3	日	
4	月	げつようひろば⑧
5	火	全校朝会 なかよしタイム
6	水	委員会活動
7	木	ショート避難訓練 さわやか相談員来校
8	金	PTA 資源回収日 持久走記録会
9	土	どうようひろば⑨
10	日	
11	月	げつようひろば⑩
12	火	児童朝会 持久走記録会予備日
13	水	第5回開放会議 クラブ活動
14	木	読み聞かせ1・2年
15	金	B日課5時間
16	土	
17	日	
18	月	B日課5時間
19	火	B日課5時間
20	水	給食終了4時間(13:30下校) スクールカウンセラー来校日
21	木	3時間授業(11:50下校) ふれあいデー(教職員定時退勤日)
22	金	終業式3時間授業(11:35下校)
23	土	
24	日	
25	月	冬季休業日~1月8日まで
26	火	
27	水	
28	木	
29	金	学校閉庁日
30	土	学校閉庁日
31	日	学校閉庁日

## 開校150年!おめでとう!

武里小は、明治5年(1872年)の学制発布を開校としています。それから数えて、150年。多くの先輩方が卒業した歴史ある学校です。児童のみなさんはこの歴史ある武里小を背負って、ここから、世界に羽ばたいていきます。

記念式典では、「金管バンドクラブの発表」、「武里小クイズ」、「武里中の合唱」「武里小校合唱」「バルーンリリース」などを行います。保護者の皆様も式典にご参加下さい。

日時:11月11日(土) 10:00~12:00

(1校時は公開授業)

※雨天の延期の場合、11日(土)は休みとなります。朝6時30分までに判断し、メール配信します。予備日は18日(土)です。18日実施の時は、雨天でも体育館で実施します。

## 11月1日は「彩の国教育の日」

県では、教育に関する理解を深めていただくため、11月1日を「彩の国教育の日」、11月1日から7日までを「彩の国教育週間」としています。

例年、県や市町村、学校、社会教育施設、各種団体等で、学校公開や親子向け体験教室などの事業を多数実施しています。「自然」「人」「本」「家族」「地域」の大切さや思い出について語り合ってみませんか。ほっこりした話題で、元気で明るい気持ちになる教育週間にしましょう。



## 11月は、埼玉県のいじめ撲滅強調月間です

11月は「いじめ撲滅強調月間」です。いじめられた子供には心身に深刻な被害が生じることがあります。いじめは重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。埼玉県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」に制定し、いじめ問題の根絶に取り組んでいます。いじめを受けていたり、いじめに気が付いたりしたら一人で悩まず相談・通報してください。お子様の学校生活で心配なことなどがありましたら、遠慮なく学校にもお知らせください。